

保健だより

4月



令和5年4月10日

聖ウルスラ学院英智高等学校 養護教諭 沼田晴香

新学期が始まり、文部科学省より4月以降の感染対策についての見直しが見直しが示されました。

本校においては、基本的な感染対策(「三密」の回避、手洗い等の手指衛生)は引き続き継続しながら、下記の点に留意した学校教育活動を実施していきます。

【 マスク着用について 】

- 4月からのマスク着用は、個々人の判断に委ねることとします。
- 集会時など不安のある場合にはその場でマスクを着用できるよう、各自で予備のマスク持参にご協力をお願いします。

【 学習活動について 】

- 各教科共通で、可能な限り2方向の窓を開け、常時換気に努めます。換気の目安として教室内にCO₂モニターを設置し、二酸化炭素濃度を計測します。

【 出席停止について 】

以下に該当する場合は出席停止とします。

- 家族および本人が発熱などによるコロナ疑いで通院・PCR検査を受ける場合
- 家族および本人が陽性判定をされた場合
- 家族が陽性で本人が濃厚接触者に当たる場合
- 家族が濃厚接触者でPCR検査結果待ちの場合
- ワクチン接種当日とその後の副反応の場合

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、発症日を0日目として最短で7日間です。ただし、無症状者が検査日を0日目として5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目から登校可能です。

感染症法上の分類変更に伴い5月以降こちらの基準も変更となる場合は、また改めてお知らせします。



学校医の先生を紹介します

<内科>

猪岡 望 先生（猪岡内科医院）
浅沼 孝和 先生（沖野内科医院）

<歯科>

神田 弥生 先生（神田矯正歯科クリニック）

<耳鼻科>

後藤 了 先生（ごとう耳鼻咽喉科）

<眼科>

旗福 みどり 先生（れんぼう眼科クリニック）

<薬剤師>

北村 哲治 先生（仙台市薬剤師会）

知っておこう

災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」とは、みなさんが学校での生活・活動の中でけがなどをした際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定時間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他（学校外で授業が行われるとき、集合・解散場所への合理的な経路など）



給付対象となる「災害」の範囲

- ①負傷…捻挫、骨折、虫刺され、火傷など
- ②疾病…食中毒、脳しんとう、熱中症など
- ③障害…負傷や疾患が治り、後遺症が残った場合
- ④死亡…学校の管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡・突然死

負傷・疾病では、原則的に初診から治癒までの間の医療費総額が5,000円以上（健康保険証を使った際の本人負担分が1,500円以上）の場合に給付対象となります。なお、申請の際には受診した医療機関で受けた証明が必要です。保護者の方には別途お知らせしていますが、みなさんもぜひ、こうした制度があることを知っておいてください。